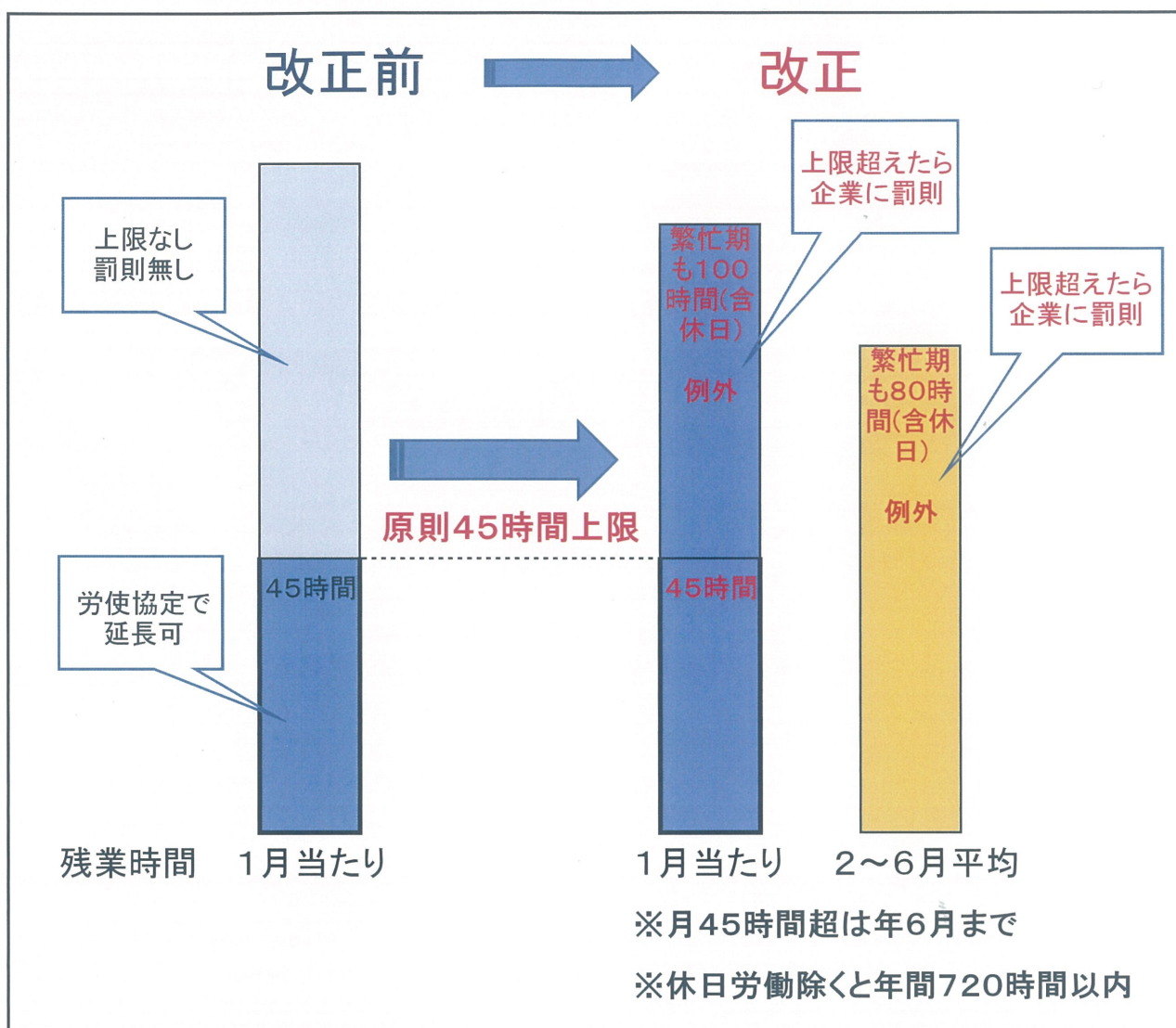


罰則付き残業時間上限規制図解



◆残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることは出来ない。

◆臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも

①年720時間以内(休日労働含まず) ②複数月平均80時間以内(休日労働含む) ③月100時間未満(休日労働含む)を超えることは出来ない。

※月45時間を超えることが出来るのは年間6か月まで

◆大企業は2019年4月1日施行、中小企業は2010年4月1日施行
建設・自動車運転・医師は5年間猶予

※詳しくは下記の厚生労働省HPで確認してください

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>